

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
反社会的勢力対応規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、当連盟が、反社会的勢力による被害を防止することにより、健全な運営を阻害する要因を排除すること、名 r 日に反社会的勢力への資金提供を防止することにより社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 本規定における用語の定義は、次の通りとする。

- ・「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の暴力、権威と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人を言う。
- ・「反社会的行為」とは、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求を言う。
- ・「役員」とは、理事及び監査役を言う。
- ・「社員等」とは、当連盟の正会員、及びスタッフ並びに事務所で業務時従事する派遣社員を言う。

第2章 反社対応

(基本方針)

第3条 当連盟は、次の通り反社会的勢力の排除に対する基本方針を定め、役員及び競技者等に周知、実行する。

- ・組織としての対応；反社会的勢力等から不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連盟関係の構築にと止め、必要に応じて連携して対応する。
- ・取引を含めた一切の関係遮断；反社会的勢力等とは連盟運営上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
- ・有事における民事と掲示の法的対応；反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び掲示の両面から法的対応を行う。
- ・裏取引の禁止：いかなる理由がっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない
- ・資金提供の禁止：反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

(対応部門)

第4条 反社会的勢力の排除に関する最高責任者は理事長年、実際の業務における責任者は各委員会委員長とする。

2. 反社会的勢力の排除に関する業務の対応部門は、別に定める「業務分掌規程」に基づく、各委員会委員長とする。

3. 理事会は反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、連盟体

制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。

(関係の遮断)

第5条 当連盟は、反社会的勢力とは、一切の関係を持たない。

2. 取引先等が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払う。

3. 反社会的勢力と何らかの関係を有してしまった場合には、相手が反社会的勢力であると判明した時点又は、反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消しなければならない。

(不当要求の防止)

第6条 反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書等に反社会的勢力の排除条項を導入する。

(情報の管理)

第7条 理事長、各委員会は取引先等の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積する。

(外部専門機関との連携)

第8条 連盟役員及び選手等は、外部専門機関の連絡先把握に努める。

(研修)

第9条 理事、各委員会委員長は、本規定の目的を達成するため、適宜、必要な研修を行う。

第3章 その他

(改廃)

第11条 本規定の改廃は理事会の決議により行う。

附則

本規定は、2022年7月24日より実施する。